

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月23日
【会社名】	イシン株式会社
【英訳名】	Ishin Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西中大史
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区港南一丁目6番41号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長西中大史は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行ったうえで、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析したうえで、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関係者への質問、記録の検証等の手続を実施し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び株式会社レプセルを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、当社グループのうち、連結子会社4社及び持分法適用関連会社については、財務報告に対する影響の重要度が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲には含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価の範囲については、当社グループの主要な事業が公民共創事業、グローバルイノベーション事業、メディアPR事業、HR事業であるため、事業拠点の重要性を判断する指標として、事業の規模を示す指標である連結売上高（連結会社間取引消去後）を採用し、おおむねその9割を占める当社を重要な事業拠点として選定しました。また、選定した重要な事業拠点においては、その事業に関連する主要な勘定科目である売上高、売上原価及び売掛金に至る業務プロセスを評価対象としました。

さらに、選定した事業拠点にかかわらず、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして捉え、繰延税金資産、および固定資産の減損を評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

（前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正に対する評価）

2026年3月期第2四半期（中間期）の決算業務の過程において、当社の連結子会社であるIshin Global Fund L.P.（以下「IGF」）の投資有価証券の会計処理にあたり、出資先の組合が保有する株式の評価方法に誤りがあり、過年度において減損損失を計上すべき銘柄があることが判明しました。また、IGFと出資先の決算期のずれに伴う取引調整処理に誤りがあり、投資有価証券が過少計上されていることが判明しました。

この結果を受け、当社の財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備があると判断し、2024年3月期（第19期）及び2025年3月期（第20期）の内部統制報告書について訂正内部統制報告書を2025年11月14日に提出しました。

当事業年度においては、上記の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を実行し内部統制の改善状況を確認しました。

継続的な専門的研修等による、組合への出資に対して適用される会計基準及び実務指針に対する理解の深堀

外部委託先と連携すべき事項の項目追加改訂

外部委託先が実施した作業の内容及び結果についての検証チェックリストの項目追加改訂

以上の結果、当社はこれらの統制は有効に整備及び運用されていると評価し、当該事象に関する開示すべき重要な不備は是正されており、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

5 【特記事項】

該当事項はありません。